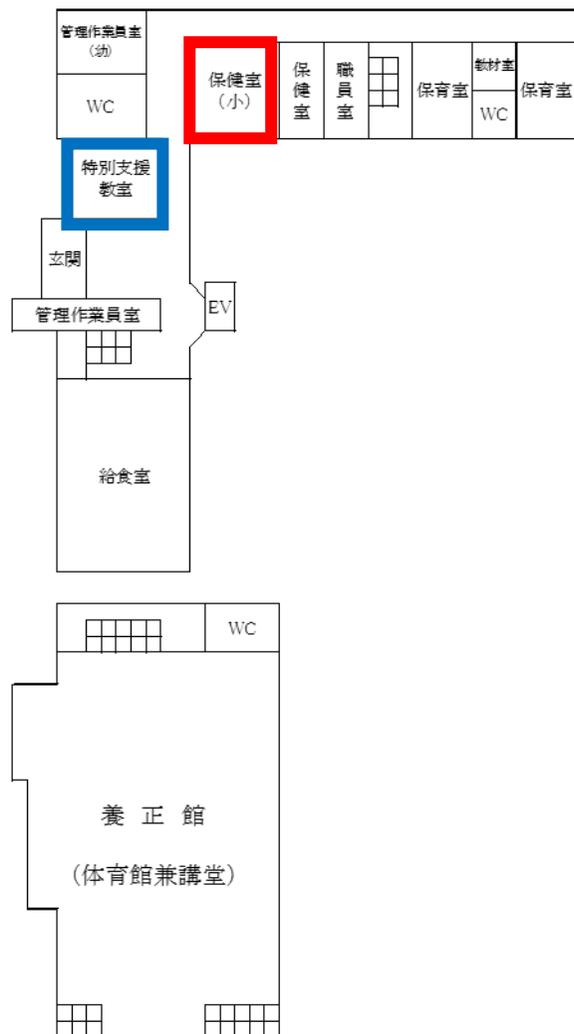


## 選挙時投票所・従事者控室の指定範囲

## 1階



## 投票所スペース等

現在、以下の箇所を投票所等として位置づけています。

- ・投票所：保健室65㎡
- ・従事者控室：特別支援教室65㎡

上記スペースを引き続き確保することを基本とし、選挙時に開放してください。

ただし、以下の要件を満たす場合は配置変更案も提案できます。

- ・投票所の設置においては、
  - ①1階であること
  - ②最低面積60㎡以上を1部屋で確保し、間仕切り等で分断されていないこと
  - ③施設入口から投票所までがスムーズな動線であること（距離が著しく離れていない）
  - ④選挙時に即時開放できるように、平常時は可動式で収納可能な備品・物品のみ設置できます。
- ・従事者控室においては、最低面積15㎡（概ね3×5m）以上のスペースが確保できれば階数等は問わない。

## 投票所備品

（※災害時避難所備品と共有）

屋体棟舞台下(2レーン)に引続き収納します。  
※机・椅子等備品は事業予定者も使用いただけます。